

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第782号 平成26年8月7日

血縁か法の安定か（1）

父子関係をめぐる最高裁判所で、先日（7月17日）大変重要な判決が示されました。それは、血縁のない父子の法的な親子関係を争った3件に対する判決です。

訴訟3件の内、北海道と近畿の事案は、妻側がDNA鑑定の結果血縁関係がないとして親子関係の取り消しを求め、もう1件は、父親側が同様の理由で親子関係の取り消しを求めているものです。

これら3件の訴訟について、最高裁判所は、民法772条の嫡出推定により、血縁が無くても父子関係を取り消す事は出来ないと判断しています。

まず、この問題を考えるに当たって、訴訟になった北海道の事案の概要について簡単に触れておきたいと思います。

北海道の事案は、元妻が元夫と婚姻中に別の男性と交際し子どもを出産、その後離婚しています。元妻は子どもの実父と再婚し今に至っていますが、当然、子どもは実父である今の父親の養子となっています。

離婚後、元妻は、DNA鑑定の結果元夫と子どもとは生物学上の親子関係がない事が明らかになったとして、法律上の父子関係の取り消しを求めて訴えを起こしたものです。

この訴えに対して、1、2審共に父子関係を取り消す判決を出していましたが、今回の最高裁判決では父子関係の解消を認めないという、1、2審とは180度異なる判断を示しています。

今回の最高裁判決では、

- 民法772条による嫡出推定を受ける子について、その嫡出である事を否定するためには夫からの訴えによるものとし、1年の出訴期間を定めた事は、身分の法的安定を保つ上から合理性がある
- 夫と子との間に生物学上の親子関係が認められない事が科学的に明らかで、既に離婚し、子が親権者である妻に保護されているとしても、この身分関係の法的安定を保つ必要がなくなる訳ではない
- 民法772条は、法律上の父子関係が生物学上の父子関係と一致しない場合が生じる事を容認していると理解出来る
- 妊娠した時期に実質的な離婚状態で夫婦の実態が失われていたり、遠隔地に住ん

でいて夫婦間に性交渉の機会がなかった事が明らかだった場合、その子は実質的に嫡出推定の対象にならず、親子関係不存在確認の訴えで父子関係の存否を争う事が出来るが、本件の場合、その様な事情は認められないとしていきます。

ただ、今回の最高裁判決では5人の裁判官中2人が反対意見を述べており、大変微妙な判断だった事が伺われます。

実際、この最高裁判決に対する評価も二分しています。

東北大の水野紀子教授（民法・家族法）は「子の福祉を保護する観点から理にかなった判断といえる。大切なのは、血縁関係がない事を理由に親が自由に子を手放せるという事態を防ぐ事で、今回の判決でそのリスクは低くなった」と評価しています（7月18日付北海道新聞から）。

一方、千葉大大学院の後藤弘子教授（少年法）は「重視すべきは、何が子の利益になるかを考える事。2人の裁判官が、子どもが現在置かれている状況等を重視するよう述べている事は共感できる。判決全体は、子どもの利益より民法の嫡出推定の趣旨を重視しており、具体的な子どもの利益にまで踏み込んでいない点で疑問が残る（7月18日付北海道新聞から）」と、批判的です。

私は、子の身分を法律的に安定させる事の重要性に立脚した今回の最高裁判決を支持したいと思っておりますが、皆さんは如何でしょうか。（塾頭：吉田 洋一）